広報伊方町

発行人 愛媛県西宇和郡 伊方町
編集 伊方町総務課
印刷所 尾上印刷所 八幡浜市天神通 電話91番

補正予算は一千万円

技術家庭科室新築など

9月の議会から

伊方町議会九月の定例会は、去る九月二十六日午前九時役場会議室に招集された。

二十号台風通過直後の議会であり、町長より公共施設の被害の甚大、農作物の被害状況等について詳細説明が行なわれた。

一般会計補正予算、教育委員の任命など、それぞれ慎重審議の上、議決及認定されました。

▽補正予算の内容は

今度の議会で議決された補正予算のうち、一般会計予算は、一、会期を五日間とし、町長の専決処分、昭和三十八年度の決算認定に合算すると、総額一億八三一七万円となります。

そこでおもなものを見ると、豊ノ浦保育所建設費、公有財産購入費（東山農道関係分）道路新設改良費（低開湊浦、伊方起）特殊改良）町見中学校技術家庭科室新築などが主なものとなっています。

○五二万円、これを今までの予算

▽三十八年度決算は

一般会計予算では

歳入 一億三一六七万円

歳出 一億五九五四万円

となっており、又

国民健康保険特別会計では

歳入 二六五二万円

歳出 二三一〇万円

となっています。

▽教育委員に

今城、辻の両氏

教育委員、栗田龍彦氏、今城弘法氏の任期満了による後任には、辻賢二、今城弘法の両氏が任命されました。

法通寺に鐘楼を

石橋芳保翁

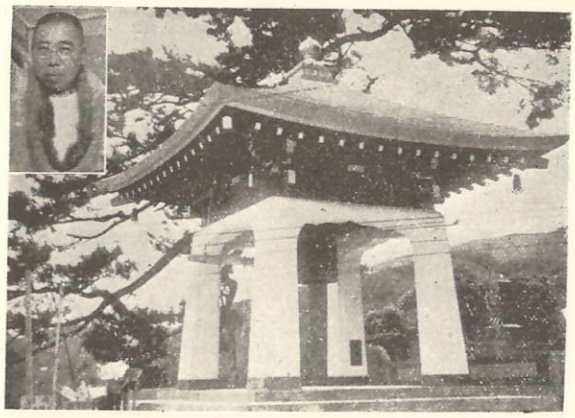

法通寺に鐘楼が完成しました。この鐘楼は石橋芳保翁（別府市でまるい食堂を経営しておられる）が建立され法通寺に寄贈されたものです。石橋芳保翁は特に敬神宗祖の念あつく、さきに福寿荘をつくり、老人の憩の場とし、又各種会合にも利用されています。

オリンピックさながら

町民大運動会

十月二十五日秋晴のもと、十一二回目の伊方町民大運動会が開催されました。

午前九時、遠くギリシヤを出発したオリンピアの火が、二十四日東京オリンピック聖火台で消える寸前点火した、トーチは超スピードで伊方会場へ到着した。

最終ランナー松下芳正君（伊方出学校三年生）を先頭に会場を一周、聖火台に力く点火された。

〝秋空に白煙の一瞬〟

伊方オリンピックの開始をつげました。ドットあがる歓声。

式後、伊方中学校女全生徒による東京オリンピック音頭に始まり親子踊、網引、年代別リレーと熱戦を展開、湊浦老人クラブの仮装行列で幕をとじました。

（上） 聖火台に点火された聖火 （左端 松下芳正君）
（下） 湊浦老人クラブによる仮装行列

十二月一日 防火デー

教育委員に 今城、辻の両氏

教育委員、栗田龍彦氏、今城弘法氏の任期満了による後任には、辻賢二、今城弘法の両氏が任命されました。今城氏は再選で、辻氏は過去、PTA会長などをされた方で今後の活躍が期待されます。

公明選挙推進月間

「伊方町章」を募集します

伊方町は、昭和三十年三月、伊方村と町見村が合併して誕生しました。合併して明年三月で十周をむかえることになります。

この記念すべき十周年にあたり記念事業の一つとして、伊方町のシンボルともいうべき伊方町章を広くみなさんから募集することになりました。

ふるって応募して下さい。

募集要領は次のとおりです。

一、応募資格

制限しない

二、応募点数

制限はしないが官製はがき、又は同等の大きさの用紙により一枚に一点かくこと。

三、審査員

町長、議長、県企画部長、県地方課長、町内学校の先生から三名、美術デザインの専問家一名

四、応募期限ならびに審査

応募期限は昭和四十年一月十日

審査は昭和四十年一月末日まで

五、採色

色は無採色の一色とする

六、賞金

採用 一点 一〇、〇〇〇円

佳作 五点 二、〇〇〇円

七、その他

1、作品は伊方町の特性をおりこんだものであること。2、応募作品は返還しない。3、版権は伊方町に属する。4、届出先は伊方町役場総務課まで。

米寿

いつまでもお元気で！

明治、大正、昭和といきながらえ、社会のためにつくされた方々のなかで、次の方が今年米寿をむかえられました。

夫婦そろって米寿をむかえた、中ノ浜の内之宮長太郎さん、内之宮ハナヨさんは共に元気です。

町では、米寿の方々に赤い座布団を贈り米寿を祝福しました。

大浜 久保兼松
中ノ浜 内之宮長太郎
中ノ浜 内之宮ハナヨ
河内 菊池助左エ門
湊浦 梶田タカ
湊浦 松岡芳右エ門
亀浦 谷口シメ
中浦 西野チカ
中浦 西野マツヨ
川永田 川口キクノ
豊ノ浦 井上ツルヨ
奥 大沢菊太郎
向 西元春太郎
須賀 菊池キセ
大成 古田柳吉

（米寿をむかえた内之宮さんご夫妻）

自衛官募集

自衛隊に入隊して技術を修待しよう。

自衛隊では只今自衛官を採用しております。年令は十八歳から二十五歳までの男子で新制中学卒業程度の学力があれば入隊できます。若い方は一回は入隊して技術を身につけ錦をかざって故郷に帰って下さい。

結核、精神の障害者にも

国民年金 8月から

いままでは、目がみえないとか耳がきこえない人や、手足がないなど、重い外部の障害者だけが、年金を受けておりましたが、八月から結核、精神病などの内部的な病気が原因である障害者も、国民年金が受けられるようになりました。

こんな障害（病状）の人が

◎結核性の病気や、機能の障害で長期にわたる療養をしており、日常生活にも付添いを必要とする人

◎結核性の病気ではないが呼吸器の機能の障害が重い人

◎精神に異状があり、日常生活上つねに、介護が必要な人（積神分裂病、ゆううつ病、進行麻ひなどくわしいことは、役場厚生課まで御問合せ下さい。

「伊方町誌」の発刊まじかご期待下さい

町では一昨年以来文化的事業の一つとして「伊方町誌」の編集にとりかかり、編集委員のみなみならぬ努力はもとより、みなさんの積極的な御援助をいただき、いよいよ来年三月出版の運びとなりました。

来月三月は、伊方村、町見村が合併し、伊方町として発足以来十周年にあたります。

この記念すべき十周年にあたり伊方町誌を発刊する運びとなったことは、まことに意義深いものがあります。

内容は第一章の伊方町の生いたちから、大平洋戦争まで、私達の先祖、先輩が各分野にきずきあげた業績などを網羅し、必らず皆さんに親しまれ、又子孫の指針にもなるものと思います。是非各家庭に一冊備えていただきますようおすすめします。

価格は出版部数で変動がありますが、六〇〇頁で今の予定では、一部一五〇〇円を予定しています。希望者は早速御申込下さい。

申込先、役場内伊方町誌編集室又は支所まで。

第一章 伊方町の生いたち
一、古代社会まで
二、封建社会
三、近代社会

第二章 伊方の自然
一、位置と面積
二、地勢の特色
三、風土、土壌、地質
四、気候、気象
五、生物、鉱物
六、自然の災害（風水干害）

第三章 行政の変遷
一、藩政時代
二、村政時代（含村政担当者）
三、町村合併……伊方町の誕生

第四章 産業と経済
一、土地利用の変遷
二、産業分布 三、農林業
四、水産業 五、商業と工業
六、鉱業 七、杜氏と石船
八、出稼ぎ 九、金融

第五章 教育と社会事業
一、学校教育 二、社会教育
三、社会事業

第六章 保健衛生と医療施設
一、保健衛生 二、医療施設

第七章 交通と通信
一、陸上交通 二、海上交通
三、通信機関

第八章 治安と消防
一、治安 二、消防

第九章 宗教と文化
一、宗教 二、町の文化

第十章 官庁及び諸団体

第十一章 郷土のためにつくした人々

第十二章 兵事
一、郷土と日清戦争
二、郷土と日露戦争
三、郷土と支那事変
四、郷土と太平洋戦争

附録
一、伊方騒動
二、二見騒動
三、伊方町年表

改正された 戦没者遺族援護法

戦没者遺族援護法が改正され、次のような方が恩典に浴することになりました。

あなたがたれかにあてはまるでせんか、くわしいことは厚生課に（ご相談して下さい。

1、元の軍人（判任文官等を含む）軍属であった者が、負傷したり、病気にかかったとき、それを「公務」とみなす範囲が広げられました。

(1)軍人、軍属が昭和十二年七月七日以後、事変又は戦地で在職中に負傷又は病気になったとき、自分の重大な、あやまちによる外は、公務とみなされます。

(2)(1)の負傷や病気が六項症以上のときは、障害年金が支給されます。

(3)(1)の負傷や病気で死亡されたときは、その遺族に、遺族年金や弔慰金（死亡の時期が昭和十六年十二月八日以後に限る）が支給される。

2、次の方々には「遺族一時金」一〇万円が支給されます。

(1)昭和十二年七月七日以後、公務のために負傷し又は病気になりその負傷や病気治療中、他の病気を併発して死亡された軍人軍属であった者の遺族、ただし死亡の時期は、軍人軍属退職後二年（結核と精神病は六年）以内でなければなりません。

(2)「遺族」とは、死亡した軍人軍属の死亡当時の配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻によって、死亡の当った者と、その内縁の妻や別戸籍の父母には次の補償があります。

(1)判任文官等で1の公務傷病とみなされた場合、その傷や病気が六項症以上のときは障害年金が支給される。

(2)判任文官等が、公務のため死亡されたとき、その内縁の妻や別戸籍の父母等には遺族年金が支給される。

5、六〇歳未満の戦没者の父母等で現在遺族年金を受けておられる方は、昭和三十九年十月分より年額七万円に増額されます。

(1)六カ月以上戦地（国で定められた地域期間）勤務を続けられ、その戦地勤務をはなれてから一年（結核と精神病は三年）以内に死亡された軍人軍属であった者の遺族

(2)「遺族」とは、死亡した軍人軍属の死亡当時の配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻によって、死亡の当った者と、その内縁の妻や別戸籍の父母であって、死亡の当時、日本人であり、死亡した軍人軍属であった者と生計関係のあったものに限られます。

(3)この一時金は、一柱に一人だけしか給されません。

3、次の方々には今回の改正により「遺族年金」等が支給されます。

(1)戦没者（軍人、軍属、準軍属の公務上の死亡者）死亡後、昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までの間に、再婚しその再婚を解消した戦没者の妻であった者。

(2)戦没者の父母、祖父母、入夫婚姻の妻の父母か戦没者死亡後、昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月二十九日までの間に氏を変えた婚姻をし、その婚姻を解消した者。

(3)(1)(2)とも再婚解消後ふたたび婚姻した者には給されません。

4、旧陸海軍の判任文官等である者の父母には次の補償があります。

(1)判任文官等で1の公務傷病とみなされた場合、その傷や病気が六項症以上のときは障害年金が支給される。

(2)判任文官等が、公務のため死亡されたとき、その内縁の妻や別戸籍の父母等には遺族年金が支給される。

5、六〇歳未満の戦没者の父母等で現在遺族年金を受けておられる方は、昭和三十九年十月分より年額七万円に増額されます。

第七回小中学校 陸上競技大会開く

走高跳など 新記録続出

1m38をクリヤーした坂本真由美さん

町内小、中学校陸上競技大会は十月七日町見中学校で開催されました。

当日は晴天にめぐまれ、女子走高跳で坂本真由美さん（伊方中学校一年生）が一米三八をクリヤーする大記録を樹立したほか、中学校の部で五つの新記録、小学校の部で二つの新記録を樹立し、盛大に大会を終了しました。

新記録は次のとおりです。

△中学校の部　二年生

◎八〇MH

大屋　敬人　伊方　一三秒二

◎八〇MH

福井あや子　伊方　一四秒六

◎走高跳

篠川　初美　伊方　一米三一

◎砲丸投

竹場あやの　町見　八米九八

△中学校の部　一年生

◎走高跳

坂本真由美　伊方　一米三八

△小学校の部

◎四〇〇米リレー

伊方小学校　一分〇秒四

◎走高跳

藤川　裕喜　二見　一米三四

二位に入賞 藤川千恵さん

陸上四国大会

中学校陸上競技四国大会で、藤川千恵さん（町見中学校三年生）は砲丸投で二位に入賞しました。

藤川さんは、愛媛県大会で優勝県代表として参加、見事二位に入賞されたもので、将来が期待されます。

NHKよりのお知らせ

テレビ・ラジオの普及はこの一二年公ガーゾの上昇を示しています。

NHKと受信契約を結んでおられるご家庭は全国で契約甲が一六〇〇万、契約乙が一五〇万、合計一八五〇万におよび一〇〇世帯のうち八五世帯の割合です。

NHKはご存しのとおり普様からいただく受信料を財源としてより良いラジオ・テレビの番組をおとどけして国民文化の向上に役立てるよう公共放送としての使命を課せられています。

NHKと受信契約を結んでおられるご家庭には、放送受信料をもって家庭は本国で契約甲が一六〇〇万、契約乙が一五〇万、合計一八五〇万におよび一〇〇世帯のうち八五世帯の割合です。

NHKはご存しのとおり普様からいただく受信料を財源としてより良いラジオ・テレビの番組をおとどけして国民文化の向上に役立ています。

受信料をお持ちになっておられないお宅は、もよりのNHK放送局またはNHK集金員にお申出願

お礼

鳥取県境港市外江町七六東洋製罐株式会社山陰営業部長として活躍されている松沢守氏（当町川永田出身）より千円、又八幡浜市城町で南子殖産を経営されている西田和三郎氏（当町湊浦出身）より千円、それぞれ広報編集の費用にと御寄附いただきました。

紙上より厚くお礼申上げますとともに、ご健康をお祈り申上げます。

いつでも申請できます
補充選挙人名簿への登録

補充選挙人名簿の登録申請はこれまで選挙の行なわれる前の短かい期間しかできませんでしたが、さきの国会で公職選挙法の一部が改正され、十月一日から、いつでも申請ができるようになりました。

登録申請ができる人は、木町の基本選挙人名簿または補充選挙人名簿に登録されていない人で木町に住所を有し、新しく満二十歳になった人、あるいは満二十歳以上の人で、町外から転入された人です。

登録申請は所定の用紙を用い、本人が役場または支所にでむいて申請することになっています。（代理の場合は申請人と同居の親族、または世帯を管理する人に限ります。）

なお補充選挙人名簿の調査はこれまでとおり、選挙に際して行ない、申請者の中から資格のある人（木町での居住期間が三カ月以上など）だけを登録することになっています。

人

婚姻

（昭和39年5月1日～6月20日）

（昭和39年6月1日～7月20日）

出生

（昭和39年5月1日～6月20日）

（昭和39年6月1日～7月20日）

（昭和39年7月1日～8月20日）

死亡

（昭和39年5月1日～6月20日）

（昭和39年6月1日～7月20日）

（昭和39年7月1日～8月20日）